

事前協議申請について

大和高田市 都市計画課

令和 7 年 4 月 修正

事前協議申請について

1. 事前協議の方法について（要綱第4条関係）

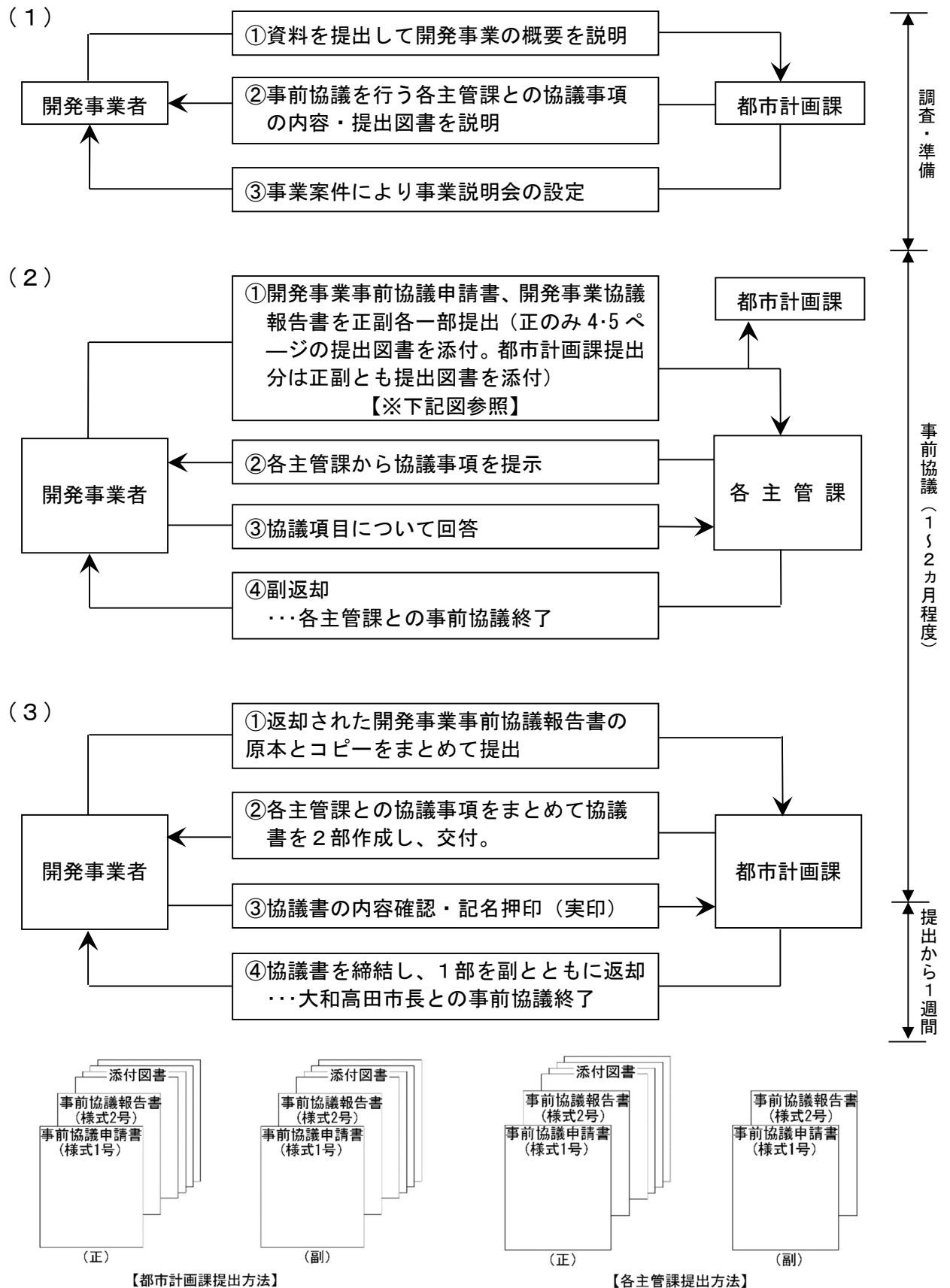
- (1) ① あらかたのプランが出来上がりましたら、都市計画課へその図面・資料を提示して開発事業の概要を説明してください。
- ② 都市計画課から市に帰属する公共施設の基本方針、事前協議をしていただく各主管課と協議事項の内容、提出図書について説明いたします。
- ③ 事業案件により、都市計画課から関係主管課と日程調整し、開発事業説明会を設定することがあります。この場合、開発事業者（代理人可）は出席して、事業内容を説明していただきます。
- (2) ① 各主管課及び関係機関との事前打合せ並びに市に帰属する公共施設の基本方針に基づき設計図書を作成し、事前協議を行う各主管課に、開発事業事前協議申請書（様式第1号）と開発事業協議報告書（様式第2号）の正副を各一部提出してください。正には開発事業事前協議申請書の各主管課の提出図書（4、5ページ）を参照に提出図書を添付し、正副各一部を直接、各主管課に提出してください。（※ただし、都市計画課提出分は副にも提出図書を添付してください。）
- ② 開発事業に関わる各主管課の協議項目（3ページ）について各主管課よりその事項について提示されます。
- ③ 提示された協議項目については、開発事業者よりその対応について回答してください。
- ④ 副が各主管課より開発事業者へ返却されます。
- 【この時点で各主管課との事前協議が終了します。】
- (3) ① 各主管課から返却された開発事業事前協議報告書をコピーして、原本とコピーをまとめて都市計画課に提出してください。
- ② 都市計画課で各主管課の協議事項をまとめて協議書を2部作成し、開発事業者へ交付します。
- ③ 開発事業者は、協議書の内容を確認、記名押印（実印）の上都市計画課へ提出してください。
- ④ 協議書の締結を行い、1部を都市計画課が保有し、1部を副とともに開発事業者へお渡しいたします。

【これで大和高田市長との事前協議が終了します。】

（留意事項）

- ※協議書締結前に、県の開発（建築）行為事前協議・都計法第29条の受付はできません。
- ※建築物の高さが10mを超えるものの開発事業は、「中高層建築物建設事業計画の事前公開及び協議に関する要綱」を遵守し、必要な手続きを行ってください。
- ※公共公益施設の帰属がある場合は、協議書締結後、必ず各主管課に「開発事業に伴う公共施設等の帰属及び管理に関する協定書（様式第3号）」を2部作成のうえ主管課に提出し、協定の締結を行ってください。

事前協議のフロー



2. 開発事業に関わる各主管課の協議項目について

主 管 課	協 議 を 行 う 項 目
都 市 計 画 課 (開発指導係)	・ 開発事業総括に関する事項 ・ 都市計画事業に関する事項 ・ 開発行為許可申請、道路位置指定申請の他、県許可申請に係る受付、進達に関する事項 ・ 奈良県各種開発事業に係る事前協議実施要項の対象事案に関する事項 ・ 住民との協議及び中高層建築物に関する事項 ・ 市街化区域、市街化調整区域、用途地域、景観保全地区に関する事項 ・ 国土利用計画法に関する事項 ・ 公共公益施設に関する事項 ・ 奈良県屋外広告物条例による広告物の掲出に関する事項
都市計画課（公園係）	・ 公園及び緑地に関する事項
市 民 衛 生 課	・ 環境保全に関する事項 ・ 浄化槽の設置使用等に関する事項（未定）
土 木 管 理 課	・ 雨水対策、雨水流出抑留施設に関する事項 ・ 大和川流域調整池技術基準（案）に関する事項 ・ 大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針（案）に関する事項 ・ 道路の構造基準及び帰属手続きに関する事項 ・ 水路及び河川に接続する排水施設に関する事項 ・ 道路、水路等の境界明示に関する事項 ・ 道路及び法定外公共物の占用、施工承認に関する事項
農 業 振 興 課	・ 農業振興地域整備事業に関する事項 ・ 農業水利に関する事項 ・ 農林事業受益地に関する事項
商 工 振 興 課	・ 大規模小売店舗立地法及び大規模集客施設に関する事項 ・ 工場立地法に関する事項
市 民 課	・ 住居表示及び住所に関する事項
生 活 安 全 課	・ 交通安全及び地域安全に関する事項 ・ 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例及び大和高田市違法駐車等の防止に関する条例に関する事項
保 育 幼 稚 園 課	・ 通園の安全に関する事項
農 業 委 員 会	・ 農地転用に関する事項 ・ 農地等の利用に関する事項
生 涯 学 習 課	・ 埋蔵文化財の保護に関する事項
学 校 教 育 課	・ 通学の安全に関する事項
美 化 推 進 課 企 画 整 備 課	・ 住宅に関するゴミ収集施設に関する事項 ・ それ以外の用途に関するゴミ集積施設に関する事項
下 水 道 課	・ 公共下水道に関する事項
奈良県広域水道企業団	・ 給水施設に関する事項
奈良県広域消防組合	・ 奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程に関する事項
介 護 保 険 課	・ 大和高田市高齢者共同住宅建設事業計画の事前公開及び協議に関する事項
危 機 管 理 課	・ 消防水利施設に関する事項（危機管理課が管理者となる場合）

3. 事前協議申請書の各主管課の提出

(1) 各主管課の提出図書

提出図書番号 主管課 (5ページ)	①	②	③ ※	④	⑤	⑥ ※	⑦ ※	⑧	⑨	⑩												⑪	⑫		
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス ※												
都市計画課 (開発指導係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画課 (公園係)	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○					○				
市民衛生課	○	○	○	○						○	○										○	○			
土木管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
農業振興課	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○				○	○			○				
商工振興課	○	○	○	○					○		○										○	○			
市民課	○	○	○	○						○	○										○	○	○		
生活安全課	○	○	○	○						○	○										○	○			
保育幼稚園課	○	○	○	○																	○				
農業委員会	○	○	○	○		○	○		○												○	○			
生涯学習課	○	○	○	○						○											○	○			
学校教育課	○	○	○	○																	○				
美化推進課 企画整備課	○	○	○	○						○	○										○	○			
下水道課	○	○	○	○				○		○	○	○	○				○	○	○	○	○				
奈良県広域水道企業団	○	○	○	○						○	○			○							○				
奈良県広域消防組合	○	○	○	○						○	○			○			○				○	○	○		

※ ③委任状は、開発事業者以外が申請書を提出する場合必要。

※ 「都市計画課（公園係）」「土木管理課」提出分で、⑥、⑦は帰属する公共施設がある場合。なければ不要。

※ ⑩（ス）の各詳細図は、各主管課との協議により防火水槽等、特殊な構造物を施工する場合。なければ不要。

※ 「介護保険課」「危機管理課」で協議する場合は付近見取図及びその他必要な図面・資料を提示。

(2) 事前協議申請書提出図書

- ① 開発事業事前協議申請書（様式第1号）（副は正の写し可）
- ② 開発事業協議報告書（様式第2号）（正副とも朱肉押印のこと）
- ③ 委任状
- ④ 付近見取図（都市計画課で販売している1/2500の白地図（写し可）に各主管課と協議する必要事項を記入。工事用運行経路を併記）
- ⑤ 水利組合等との協議結果報告書（汚水、雨水その他地表水を排水する為の水利組合等との協議結果を報告。同意の有無を記載し、同意が得られなかった場合は「排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないこと」の説明が必要。写し可）
- ⑥ 公図（申請の区域、公共施設を色分け（申請区域（黄）・道路（赤）・水路（青）等）。交付後3ヶ月以内のもの。写し可）
- ⑦ 登記事項証明書（申請地及び関連する土地、交付後3ヶ月以内のもの。写し可）
- ⑧ 流量計算書（排水流域図、開発区域外の影響区域、排水流末経路記入。集水面積求積、申請区域外も検討。計画雨水量は合理式、設計流速はマンニングの公式で計算）
- ⑨ 現況写真（開発区域の全体がわかるもの。開発区域を赤色で表示）
- ⑩ 設計図
 - ア 現況図
 - イ 土地利用計画図（担当主管課との協議により、設置する公共・公益施設があれば、担当主管課別にその位置を明記）
 - ウ 造成計画平面図・断面図
 - エ 排水施設計画平面図・断面図
 - オ 給水施設計画平面図
 - カ がけの断面図（法面詳細）
 - キ 擁壁の断面図（擁壁構造図）
 - ク 面積求積図
 - ケ 排水施設構造図
 - コ 最終河川（水路）への排水放流管取り合わせ詳細図
 - サ 道路計画縦断図・横断図
 - シ 下水道縦断図
 - ス 各部詳細図（各主管課との協議により、防火水槽等、特殊な構造物を施工する場合。なければ不要）

以下、用途が分譲住宅以外の開発事業に添付する図書

- ⑪ 建築物配置図・立面図（担当主管課との協議により、駐車・駐輪施設、ごみ集積施設等、設置する公共・公益施設があれば、担当主管課別にその位置を明記）
- ⑫ 共同住宅に集会室を設置する場合は、その階の平面図及び集会室の平面図を詳細に記入

4. 設計図の作成要領

図 面 名 称	標 準 明 示 事 項	縮 尺
現 況 図	●方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及び周辺の公共施設（道路、河川名、現況幅員等） ●敷地の周囲の状況（工事により影響を受ける範囲） ●基準点と地盤高、水路、擁壁、法面	1/1000 以上
土地利用計画図	●方位、開発区域の境界、公共施設の位置、形状、予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の形状及び面積、公益施設の位置	1/1000 以上
造成計画平面図・断面図	●方位、開発区域の境界、切土または盛土をする土地の部分、がけ、擁壁の位置・種類 ●道路の位置・形状・幅員及び勾配 ●宅地の形状・計画高 ●敷地の周囲の状況（工事により影響を受ける範囲） ●隣接地等の土地利用計画の有無、有の場合はその詳細 ●断面図の作成位置 ●開発区域の構造物、周囲の状況 ●造成前後の地盤高 ※切盛部に薄く着色、切土（黄）、盛土（赤） ※各構造部には構造図と対照可能な記号を明記	1/1000 以上
排水施設計画平面図・断面図	●方位、排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口位置及び放流先の名称 ※各構造部には構造図と対照可能な記号を明記	1/500 以上
給水施設計画平面図	●方位、給水施設の位置、形状、内法寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	1/500 以上
がけの断面図（法面詳細）	●法面の高さ、勾配、土質、保護の方法 ●現状の地盤高、小段の位置、幅 ●盛土の場合の施工方法	1/50 以上
擁壁の断面図（擁壁構造図）	●擁壁の寸法（根入れ寸法を含む）・勾配、擁壁の材料の種類・寸法・裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、地盤面の位置、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置・材料寸法、水抜き穴の位置・材料・内径	1/50 以上
面積求積図	●全体の求積、公共施設の求積、区画割りの求積	1/1000 以上
排水施設構造図	●開渠・暗渠、ます又はマンホール（インバート又は 15cm 以上の泥だめ）	1/50 以上
放流先水路等構造詳細図	●平面図、断面図（寸法、常水面の位置、排水流末の接続位置）	1/50 以上
道路計画縦断面図	●測点、勾配、計画高、地盤高	1/500 以上
道路計画横断面図	●路面、路盤の詳細、人孔形状、面水柵及び取付管の形状、道路側溝の位置形状寸法、埋設管、横断勾配	1/50 以上
下水道横断面図	●人孔記号、深さ、種類、位置、排水渠勾配、人孔間距離、管径土被り、計画高、地盤高、管底高等	1/500 以上

5. 事前協議に係わる主管課所在地

① 大和高田市役所 〒635-8511 大和高田市大字大中 98-4 TEL0745-22-1101

- ・都市計画課（開発指導係）……………本庁舎 3 階 （総合窓口）
- ・都市計画課（公園係）……………本庁舎 3 階
- ・市民衛生課（市民衛生係）……………本庁舎 2 階
- ・土木管理課（庶務係）……………本庁舎 3 階
（土木管理係）……………本庁舎 3 階
- ・下水道課（工務係）……………本庁舎 3 階
- ・農業振興課（耕地係）……………本庁舎 4 階
- ・商工振興課（商工振興係）……………本庁舎 2 階
- ・市民課（窓口係）……………本庁舎 1 階
- ・生活安全課（生活安全係）……………本庁舎 3 階
- ・保育幼稚園課（庶務係）……………本庁舎 2 階
- ・農業委員会事務局（農地係）……………本庁舎 4 階
- ・学校教育課（学校教育係）……………本庁舎 2 階
- ・介護保険課……………本庁舎 1 階
- ・危機管理課……………本庁舎 3 階

② 中央公民館 〒635-0096 大和高田市西町 1-15

- ・生涯学習課（文化財係）……………1 階 TEL0745-53-6264

③ クリーンセンター 〒635-0032 大和高田市今里川合方 23

- ・美化推進課……………TEL0745-53-5383
- ・企画整備課……………TEL0745-52-1600

④ 奈良県広域水道企業団大和高田事業所 〒635-0016 大和高田市大東町 5-22

- ・工務課……………TEL0745-52-3901

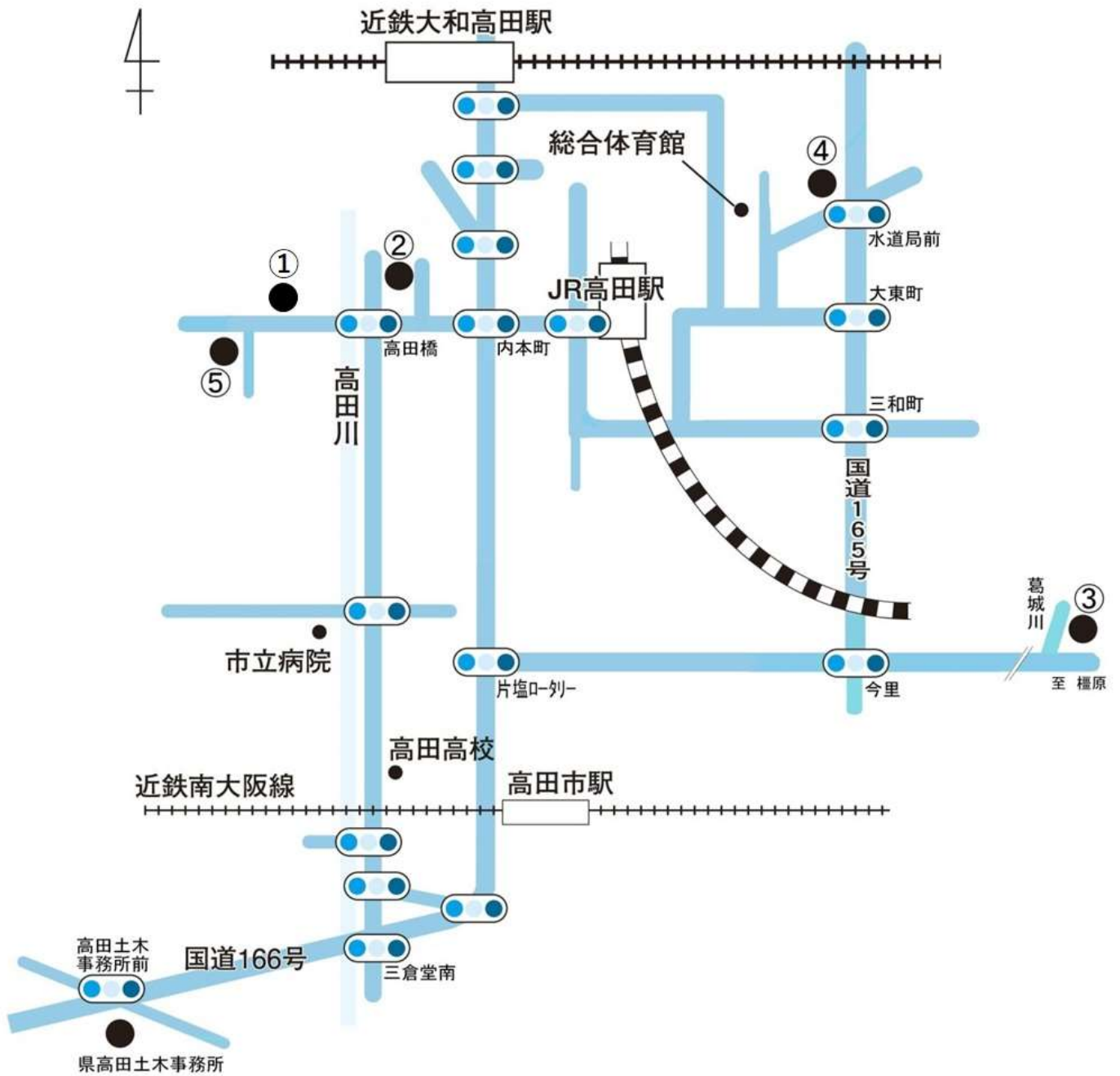
⑤ 高田消防署 〒635-8511 大和高田市大字大中 19-7

- ・警防課……………TEL0745-25-0119

所在地は、次ページ案内図を参照してください。

※ 開発許可の要・不要の相談、建築基準法上の道路の判断については、県高田土木事務所建築課が窓口になります。

案内図



発行 大 和 高 田 市 都 市 計 画 課
奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4
電話 0745-22-1101 内線 3771